

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する院内掲示

当院では、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 について、令和 8 年 6 月 1 日より算定いたします。患者様への安全で確実な医療の提供と、医薬品の安定供給を確保するため、以下の体制を整えております。

1. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進 当院では、国の施策に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいます。薬剤部門において、ジェネリック医薬品の品質や安全性、安定供給体制の情報を収集・評価し、適切な採用を決定しております。

*後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは 先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

2. 医薬品の供給不足時の対応体制について。一部の医薬品において全国的な供給不足が発生する事例があります。当院では、医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な治療が継続できるよう、代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整備しています。

3. 処方変更時の十分な説明 医薬品の供給状況によっては、患者様に投与する薬剤(銘柄)が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から事前に十分な説明をいたします。

ジェネリック医薬品は、服用しやすいお薬へ
製造工夫が図られています。

